

# ソーラー・マイレージクラブ事業（太陽光発電システム等の 普及促進情報整備事業）平成18年度募集要領

## 1. 目的

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠です。このため、家庭部門における二酸化炭素排出量削減の効果が期待される太陽光発電設備等の設備導入や種々の省エネルギー対策の普及を促進し、地域ぐるみでの面的な二酸化炭素削減対策を奨励する普及啓発事業として、「ソーラー・マイレージクラブ事業」を地域協議会に委託し、実施することとしています。

この「ソーラー・マイレージクラブ事業」の実施に当たり、基本的な家庭での省エネルギー情報や、地域協議会での太陽光発電システム等の普及促進のための種々の情報提供、その他「ソーラー・マイレージクラブ事業」の実施のための基本的な情報収集体制の整備等、ソーラー・マイレージクラブの情報センターとして、個々の地域協議会の普及活動を支援する業務について公募します。

## 2. 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約とします。
- (2) 採択件数 採択件数は1件とします。
- (3) 予算規模 予算は約1,000万円（消費税込み）を上限とし、業務内容等を環境省と調整のうえ契約金額を決定します。
- (4) 事業実施期間 契約締結日から平成19年3月30日までとします。

## 3. 公募(提案)要領

### (1) 応募資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 平成16・17・18年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、5.（2）の提出期限までに「D」以上の等級に格付けされている者であること。

\* 1) 公益法人が主体となる場合には、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約、外注契約）することがないように留意して下さい（「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）

参照)。なお、公益法人以外においても、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行監理部門の再委託はできません。

- (2) 企画書及び見積書上の記載項目  
別添基本仕様書を参考にして、以下の企画書及び見積書を作成してください。
- ① 企画書  
別添「基本仕様書」に基づく事業提案書
  - ② 見積書
    - ・ 予算は約1,000万円（消費税込み）を予定していますので、これを上限に作成してください。
    - ・ 金額とその根拠となる積算資料を明示してください。

#### 4. 問い合わせ先、公募要領・基本仕様書等の配布場所及び配布期間

- (1) 問い合わせ先、資料配布場所  
環境省地球環境局地球温暖化対策課 担当：梅田、末次  
(所在地) 〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2  
(電話) 03-3581-3351 (内線6795)  
(FAX) 03-3580-1382  
\*配布する資料は、環境省HP上のものと同じです。
- (2) 資料配布期間  
平成18年6月28日(水)～7月7日(金) (土・日曜日を除く。)  
午前10:00～12:00  
午後 1:00～ 5:00
- (3) 公募説明会  
下記のとおり本公募に関する説明会を実施します。なお、説明会への出席は義務ではありません。  
日時：平成18年6月30日(金) 10:30～11:30  
場所：環境省第2会議室(合同庁舎5号館23階)

#### 5. 提出資料、提出期限、提出場所

- (1) 提出資料  
以下の資料を各15部提出してください。資料は、5.(3)資料提出場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。
- ① 企画書及び見積書
  - ② 担当者氏名、連絡先(住所・所属、電話番号、FAX、メールアドレス)

### ③ 事業実施主体の概要

- (2) 提出期限  
平成18年7月10日(月)午後5時(必着)
- (3) 提出場所  
4(1)の資料配布場所に同じ

## 6. 企画選定について

選定にあたっては、「太陽光発電システム等の普及促進情報整備事業に係る選定委員会」(以下選定委員会という。)を環境省内に設置し、応募者の資格要件の適否、提出書類の記載事項等を確認(一次審査)した後、選定委員会において、提出された企画書等について、審査基準に基づく審査を実施し、応募者の中から最も高い評価を受けた企画の提案事業者を選定いたします。

選定委員会では、提案の内容、実施のための経費、実施体制等について、事業内容の的確かつ効果的な実施、事業目的の達成見通し等の観点から審査を行います。

## 7. その他

- (1) 採用、不採用については書面により通知いたします。
- (2) 提出された書類の機密保持には十分留意しますが、採用された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて情報公開対象となります。
- (3) 企画書等の作成及び応募に要する費用は、応募者の負担とします。

## ソーラー・マイレージクラブ事業(太陽光発電システム等の 普及促進情報整備事業) 平成18年度基本仕様書

### 1. 事業の趣旨・目的

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠であるため、家庭部門における二酸化炭素排出量削減を進めるために、太陽光発電設備等の設備導入や種々の省エネルギー対策の普及促進を進める事業を地域協議会に委託し、地域ぐるみでの面的な二酸化炭素削減対策を奨励する普及啓発事業として「ソーラー・マイレージクラブ事業」を実施することとしている。

この「ソーラー・マイレージクラブ事業」の実施に当たり、基本的な家庭での省エネルギー情報や地域協議会での太陽光発電システム等の普及促進のための種々の情報提供及び個々の地域協議会から削減見込み量として提案頂いたソーラー・マイレージ等の集約等のための基本的な情報収集体制の整備等、個々の地域協議会の普及活動支援を行うソーラー・マイレージクラブのセンター機能として必要な業務について委託するものである。

### 2. 契約期間

契約締結日から平成19年3月30日まで

### 3. 事業の内容

「1.」に示した目標を達成するために必要かつ十分な「ソーラー・マイレージクラブ事業」のセンター機能として、次の事業を実施すること。

#### (1) ソーラーヘルプデスク支援

- ・ソーラー・マイレージクラブに参加する地域協議会が、太陽光発電システム等の設置や既設の太陽光発電システム等に関する相談窓口として設置する「ソーラーヘルプデスク」の運営を支援するため、太陽光発電設備や省エネルギーに関する一般的な質問事項への標準的応答要領を作成し、ソーラー・マイレージクラブ事業に参画する地域協議会からの質疑への対応を行うこと。
- ・各地域協議会の地元自治体や地域協議会以外の一般住民からの同種の問い合わせにも対応すること。
- ・太陽光発電システムの設置の計画や状況、運転の状況等についての客観的な検証を行い、システムについての問題点を指摘し、改善についての意見を述べようとする地域協議会への支援を行うこと。

(2) ソーラー・マイレージデータの収集と解析

各地域協議会が申請する「ソーラー・マイレージ」※の達成状況に係る定期的な情報収集とその解析を実施し、情報を共有できる形にするとともに、参加の各地域協議会へ情報をフィードバックする業務。

※「ソーラー・マイレージ」とは、「ソーラー・マイレージクラブ事業」として地域協議会へ委託する普及啓発事業において、地域協議会が申請時に今後取り組む普及啓発活動等により、住宅への太陽光発電設備等の省CO<sub>2</sub>設備等の導入により削減できると見込むCO<sub>2</sub>削減量。

(3) 地域協議会への各種情報提供

太陽光発電システムの能力診断等に関する必要な情報、二酸化炭素削減に資する省エネ機器（エコタップや省エネナビ等）に関する情報等、ソーラー・マイレージクラブ参加の各地域協議会に共通して必要となる情報を整理・提供する業務。

(4) 「環の匠住宅」でのエネルギー消費データの解析・情報提供

環境省が平成17年度に実施した「環の匠住宅整備事業」の補助対象事業者（約900件）から別途収集した個別のエネルギー消費データの解析を行うとともに、同種の省エネルギー住宅の実例としてソーラー・マイレージクラブ参加の地域協議会へ、その結果を提供する業務。

(5) 一般への情報の発信

本事業を通じて収集・整理する各種情報をもとに、インターネット等を活用して、ソーラー・マイレージクラブへ参加する地域協議会のみならず、環の匠住宅の補助対象者をはじめ、広く一般市民へ向けて、家庭での二酸化炭素排出削減に係る有用な情報発信を行う業務。

(6) イベントの開催

ソーラー・マイレージクラブに参加する地域協議会での取組成果の発表等を行う、情報交換会についての企画・立案・実施の業務。

#### 4. 著作権等

本事業の実施にあたり制作した意匠に係る権利は環境省に帰属する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、提案者がその責任において対処すること。

#### 5. 提出書類

① 企画書

- ア) 全体計画
- イ) 計画詳細

ウ) 実施体制

- ・ 本事業を実施する人員・体制
- ・ 同種又は類似業務の実績
- ・ 担当者の経験及び業務実績

エ) スケジュール

② 見積書（事業内容との関連がわかるようにすること）